

過料処分決定通知書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県

名古屋市長



あなたは下記のとおり路上禁煙地区内の道路上で喫煙しました。
よって、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第12条の規定により、
金2,000円の過料に処します。

記

違 反 の	年	月	日	午前・午後	時	分頃
日 時 場 所	名古屋市	区				

現金又は納付書により、お支払いください。

- 教示 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日（異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。